

仕様書

件名：令和7年度皇居外苑濠環境保全計画推進業務

共通仕様

本業務は、本仕様書に特記のない事項は、環境省自然環境局自然環境整備課「設計業務共通仕様書（自然公園編）」によることとし、疑義の生じたときは環境省自然環境局皇居外苑管理事務所担当官（以下「調査職員」という）と協議すること。

特記仕様

一般事項

管理技術者は、技術士（建設部門(選択科目：建設環境)・環境部門（選択科目：自然環境保全）もしくは、RCCM（建設環境部門）の「登録証書」の交付を受けている者。

受注者は、本業務で知り得た情報や成果品及びそれに関わる資料の内容を当該業務関係者以外に漏らしてはならない。

1. 業務の目的

皇居外苑濠は、皇居を取り巻く景観の主要な構成要素であり、都心の貴重な水と緑の環境としても重要な位置づけにある。

外苑濠の水環境については、昭和40年に玉川上水からの補給が停止し外部の水源がなくなったことや、東京都の合流式下水道からの雨水および汚水の越流等により水質の悪化が進み、一部の濠におけるアオコの大量発生が問題となったため、濠水浄化施設の設置等の対策を講じてきた。その結果、水質は改善されアオコの大量発生は抑制されている。

本業務では、「皇居外苑濠環境保全計画（第3期計画）※」に沿って、現在の水環境の保全と併せて水循環・景観・生物多様性の保全といった新たな課題の解決のための取り組みを進めるため、各濠の水質及び水草等のモニタリング調査、各種課題事項の検討、各濠の現状や特性に応じた「皇居外苑濠濠別管理方針の改訂の案」（以降、「濠別管理方針（改訂案）」という）の作成、および第3期計画の各取り組みの実施状況について整理し、報告会を開催するものである。

※皇居外苑濠環境保全計画（第3期計画）

<https://www.env.go.jp/garden/content/000231290.pdf>

2. 業務の内容

業務内容は以下の通り。なお、現場に入っの作業にあたっては「皇居外苑工事作業心得」を遵守すること。

(1) 業務実施計画書の作成

受注者は、業務実施前に、業務実施計画書を作成し、業務の進め方について調査職員と打合せを行い、業務実施計画書を確定する。

(2) 水質調査

- ・採水対象は表層水を基本とする。
- ・採水場所までの移動方法等

受託者は採水のため車両を準備し、調査器具、容器類等を積んで濠・池間を移動する。

・分析方法

本業務における分析方法・定量下限値は、別添「水質調査項目、分析方法及び定量下限値一覧表」により行う。ただし、それにより難しいときは、他の試験方法で行う。

・データ整理

本調査、補助調査結果（植物プランクトン含む）を、調査地点別の経年変化と経月別変化について過年度報告書を参考にグラフ化し、とりまとめる。

経年変化を季別で5月、8月、11月をグラフ化し、とりまとめる。

経年変化を濠別、全濠平均のそれぞれに関して、3季計測データを集計した年平均値並び及び月1回計測データを集計した年平均値をグラフ化し、とりまとめる。

調査した水質に関する所見をまとめる

① 本調査項目（23項目）

- ・調査月：5、8、11月〔月1回〕計3回
- ・本調査対象箇所：桜田濠、凱旋濠、日比谷濠、馬場先濠、和田倉濠、蛤濠、桔梗濠、大手濠、清水濠、牛ヶ淵、千鳥ヶ淵、半蔵濠（計12濠12箇所）採水地点は別添図参照
- ・基本項目：時刻、天候、気温、水温、透視度、透明度、水深、アオコ、アオミドロ、水草の有無、水質の鉛直測定（水温と溶存酸素量（DO）は必須項目）
- ・生活環境項目：水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、浮遊物質の強熱減量（VSS）、溶存酸素量（DO）、全窒素（T-N）、全リン（T-P）
- ・富栄養化項目：クロロフィルa、フェオ色素、硝酸性窒素（NO₃-N）、亜硝酸性窒素（NO₂-N）、アンモニア性窒素（NH₄-N）、懸濁態有機窒素（PON）、溶解性有機態窒素（DON）、リン酸性リン（PO₄-P）、懸濁態リン、溶解性態リン
- ・その他：濁度
- ・生物分析項目：植物プランクトン

② 補助調査項目 (17 項目)

- ・調査月：6、7、9、10、12、1、2、3月 [月1回] 計8回
※別途提供する4月分のデータを統合すること。
※北の丸公園の池では、補助調査を8、2月に月1回実施する。
- ・補助調査対象箇所：桜田濠、日比谷濠、桔梗濠、大手濠、清水濠、牛ヶ淵、千鳥ヶ淵、半蔵濠 (8濠8箇所) 採水地点は別添図参照
北の丸公園内の池 (1池2カ所) 採水地点は別添図参照
- ・基本項目：時刻、天候、気温、水温、透視度、透明度、水深、アオコ、アオミドロ、水草の有無、水質の鉛直測定 (水温と溶存酸素量 (DO) は必須項目)
- ・生活環境項目：水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、浮遊物質の強熱減量 (VSS)、溶存酸素量 (DO)、全窒素 (T-N)、全リン (T-P)
- ・富栄養化項目：クロロフィル a、硝酸性窒素 (NO₃-N)、亜硝酸性窒素 (NO₂-N)、アンモニア性窒素 (NH₄-N)、リン酸性リン (PO₄-P)
- ・その他：濁度

③ 動物プランクトン調査

- ・調査月 8、11月 月1回
- ・対象箇所：桜田濠、千鳥ヶ淵、浄化施設、採水地点は別添図参照

④ 電気伝導度調査

- ・調査月 11月 月1回
- ・対象箇所：桜田濠、凱旋濠、日比谷濠、馬場先濠、和田倉濠、蛤濠、桔梗濠、大手濠、清水濠、牛ヶ淵、千鳥ヶ淵、半蔵濠 (計12濠12箇所) 採水地点は別添図参照 (本調査と合わせて実施)

※なお、皇居外苑濠へ新規の注水がされた場合、若しくは予定される場合には、電気伝導度が増加する可能性があるため、追加調査の実施について環境省担当官と協議すること。

(3) 水生植物調査

① 水生植物一斉調査

皇居外苑濠 13 濠に生育する沈水植物等の生育密度及び分布範囲を確認し、生育分布図を作成する。このとき、目視又は熊手等により一部を採取し、水生植物の種名を同定・記録する。

調査は、夏季に1回行う。

調査対象箇所：桜田濠、凱旋濠、日比谷濠、馬場先濠、和田倉濠、蛤濠、桔梗濠、大手濠、清水濠、牛ヶ淵、千鳥ヶ淵、半蔵濠、二重橋濠

生育分布図：沈水植物等の生息密度の確認では、観察された植物種の生息密度 (被植率) が、70~100%を密、40~70%を中、1~40%を疎、0%を無として記録。
分布図は 10m 格子の平面図を作成し、過年度からの変化を整理する。

②アオコ・アオミドロ・水草パトロール

水環境保全のため、皇居外苑濠における定点観測及びパトロールを実施する。

調査にあたって、皇居外苑管理事務所所有の電動自転車は、環境省担当官に事前連絡の上、無償で使用できる。

※別途提供する4月分のデータを統合すること。

・調査月：5、10～3月 [月1回] 計7回

・調査月：6～9月 [月2回] 計8回 総計15回

・調査箇所：桜田濠、凱旋濠、日比谷濠、馬場先濠、和田倉濠、蛤濠、桔梗濠、大手濠、清水濠、牛ヶ淵、千鳥ヶ淵、半蔵濠、二重橋濠、計13濠

・調査内容：

a) 定点のほか、ビューポイントや水草の異常繁茂箇所等の特記事項について写真を撮影する。撮影にあたっての定点の位置及び整理イメージは別紙「皇居外苑濠定点写真撮影位置図」及び「参考写真」参照。

b) アオコの発生レベルおよび規模ならびにアオミドロおよび水草(ホザキノフサモ、ヒシ、ハスなど)の分布・発生規模について記録する。記録用紙は別添の白地図(水草繁茂状況等記録野帳の例)を活用し、令和6年度の記録を参考とする。

なお、パトロールの結果は速やかに担当官に報告するものとする。

(4) 皇居外苑濠環境保全計画における課題事項の検討

①目録作成及び重点的検討種(プランクトン及び水鳥、堤塘草地)

これまでの皇居外苑濠におけるプランクトン及び水鳥、堤塘草地の維管束植物(草本類を主とした地被植物)に関する生物調査の結果(主なものは別紙「主な関連報告書リスト」を参照)、その他の資料を収集、整理し、皇居外苑における生物相に関する目録を作成する。その目録をもとに、皇居外苑濠のあるべき自然環境を検討・管理していくために必要な「保全すべき種」、「駆除すべき種」および「管理すべき種」といった「重点的検討種」の取り扱い案を作成、報告会での意見を踏まえて整理し、調査職員の承認を得ること。

②皇居外苑濠生物相調査の検討

これまでの皇居外苑における生物相に関する目録を踏まえ、今後の皇居外苑濠における生物相調査の実施計画を検討し、調査業務の仕様書の案を作成する。作成にあたっては実務経験者若しくは有識者の意見を踏まえて整理し、調査職員の承認を得ること。

③水草の順応的管理

水生植物調査の結果、管理事務所による水草管理工事の実施状況などを踏まえた水草の順応的管理についての状況把握を行い、次年度以降の有効な管理方法・異常繁茂対策について提案し、調査職員の承認を得ること。なお、牛ヶ淵のハスの異常繁茂による濠水への影響については各濠における濠水中の酸素飽和度を可視化し、所見をまとめること。

④水循環システムの把握

水位の適正な管理のため、現地踏査及び調査職員が提供する設計図面等の資料から皇居外苑濠の水循環に係る水門や堰、浄化施設、中継ポンプなどの各施設の仕様・諸元を

把握し、高低差などの情報を模式図等で水循環システムの全体像を整理する。また、その全体像をもとに水位管理のあり方や不足する施設について考察する。

なお、整理に必要な現地調査等の提案がある場合は、調査職員と仕様の変更について協議することができるものとする。

整理については調査職員の承認を得て濠別管理方針（改訂案）の資料編に追加すること。

（５）濠別管理方針（改訂案）の作成

①濠断面図の作成

皇居外苑濠等の主要な視点場 12 箇所における断面図（イメージ図）を作成し、調査職員の承認を得ること。なお、視点場については調査職員と予め調整の上で決定する。

作成にあたっては、別紙「皇居外苑の断面」や一般的に公開されている地図や航空写真等を参考とし、現地調査の上で写真を撮影し、特徴の整理を行うこと。

②濠別管理方針の見直し案の整理

前出（２）～（４）及び（５）の①の整理状況、管理事務所による現行方針の運用状況及び昨年度の報告会における有識者の意見等を踏まえ、昨年度に整理した濠別管理方針改定素案の見直しを行う。

見直しを行った「濠別管理方針（改訂案）」は、（６）の報告会にて示し、報告会での意見を踏まえて調整を行い「濠別管理方針（改訂案 ●年●月版）」として整理すること。

（６）皇居外苑濠環境保全計画に係る報告会

①とりまとめ

「令和５年度皇居外苑濠環境保全計画（第３期計画）」に基づく取り組み状況について把握を行い、ロードマップの進捗状況及び課題についてとりまとめ、ロードマップを更新する。

②「（仮称）令和７年度皇居外苑濠環境保全状況報告会」の開催

「令和５年度 皇居外苑濠環境保全計画(第３期計画)検討会」の委員を基本とする学識者等に対し、前項でとりまとめたロードマップの進捗状況について報告を行い、指導・助言を受けるものとする。

ヒアリングする有識者は５名程度、開催は１回（11～12月前後）を予定し、WEB会議または、環境省皇居外苑管理事務所で行う。

日程調整、案内通知、資料作成、議事概要作成、開催に係る一切の庶務を行うものとする。なお、報告会に際しては、有識者に対して旅費及び謝金を支給することとし、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は検討委員１人に対して１回あたり 18,000 円を支給するものとする。

報告会の議事概要は数日中にとりまとめて関係者に確認をとる

【検討会委員】（参考）

東北地方	１名	謝金有	
関東地方	３名	謝金有	２名

謝金無 1名
関西地方 1名 謝金有

(7) 報告書の作成

(1) ～ (6) までの調査結果及び報告会を踏まえた検討結果を報告書にまとめる。

(8) 打合わせ協議

打合わせ 3回 (業務着手時1回 中間1回 成果納品前1回)

3. 業務履行期限

令和8年3月20日(金)まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 5部 (A4版 150項程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

5. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、環境省が保有するものとする。

(2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等 (以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。

(2) 受注者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において受注者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受注者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて参考資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省皇居外苑管理事務所（TEL:03-3213-0095）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は調査職員と協議の上、基本方針 (<https://://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物 (研究・調査等の報告書) は、オープンデータ (二次利用可能な状態) として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明 (メタデータ) について、成果物と併せて

以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

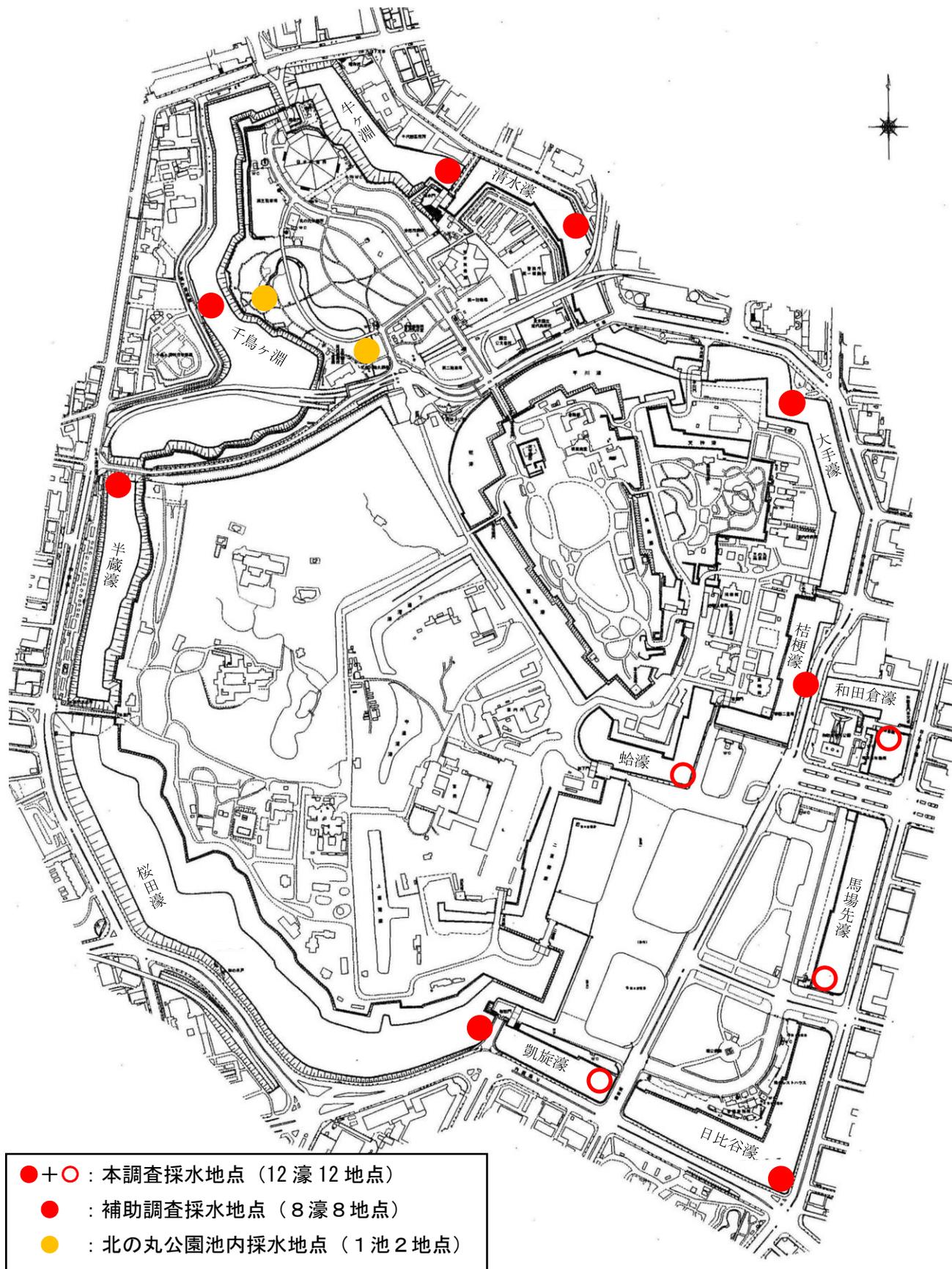
<https://://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

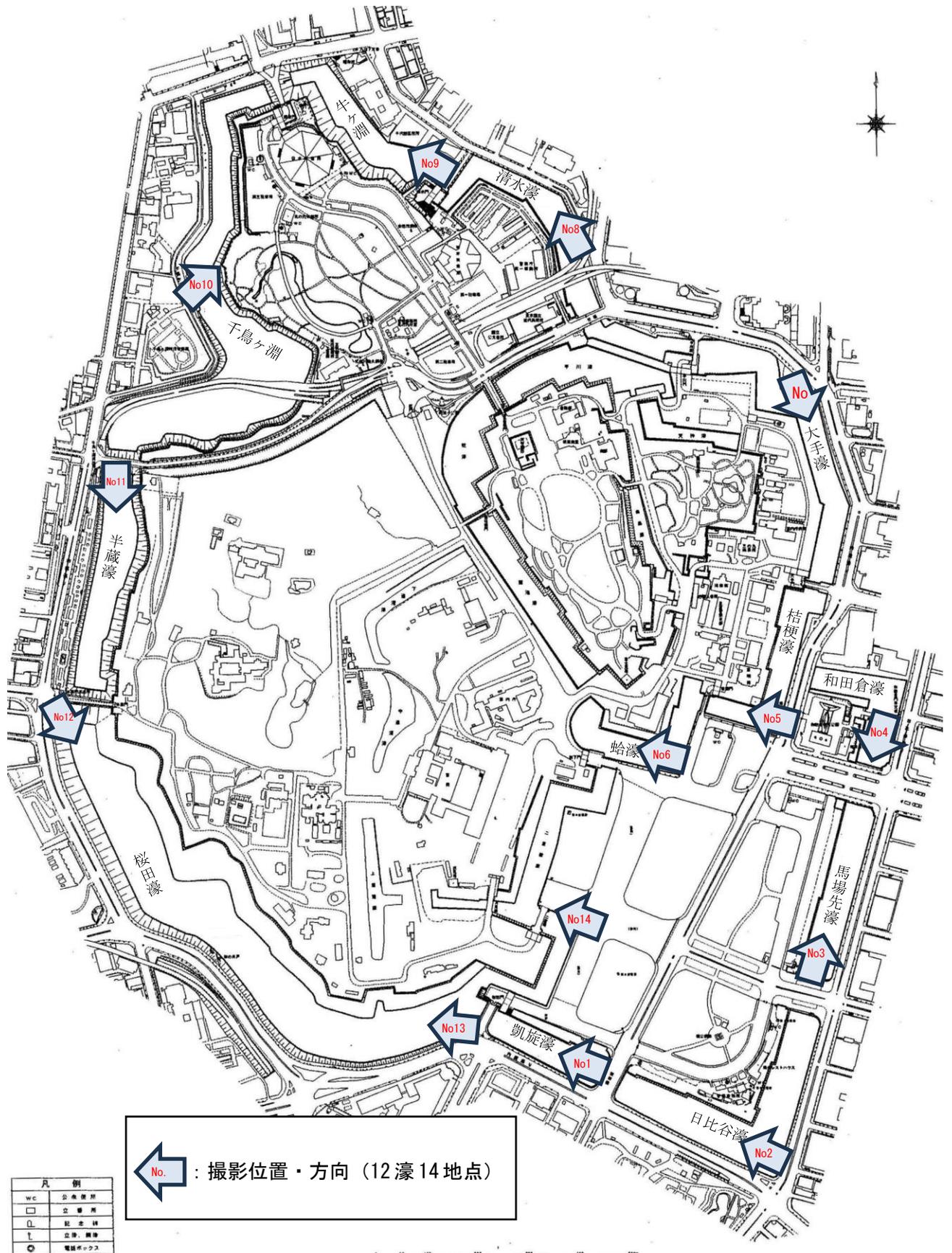
成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

水質調査項目分析方法及び定量下限値			
●本調査(5月・8月・11月)12地点 23項目の分析費(1地点(検体)・1回当たり)			JISK0102(工場排水試験方法) 2016改訂版
No.	項目名	分析方法	定量下限値
1	基本項目(時刻、天候、気温、水温、 透明度、水深、アオコの有無)	現地にて各測定機器を用いて行う	—
	2	水質の鉛直測定	投げ込み式水質計により、濠の水底+10cmから水面までの水質を0.1m間隔で調査する(湖沼調査法 14.1 Bに準拠)。水質項目は水温及び酸素飽和度を必須とする。
3	透視度	JIS K 0102 9 透視度計 100cm	—
4	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—
5	生物学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21及び32.3 隔膜電極法	0.5 mg/L
6	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17 過マンガン酸カリウムによる滴定法	0.5 mg/L
7	浮遊物質量(SS)	昭和46.12.28環告59-平成15.11.5環告123一部改正)の付表9による方法	1.0 mg/L
8	強熱減量(VSS)	JIS K 0102(2019) 14.5 強熱後重量法	1.0mg/L
9	溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32.1 ウインクラール・アジ化ナトリウム変法	0.5 mg/L
10	全窒素(T-N)	JIS K 0102 45.1 総和法	0.01 mg/L
11	全リン(T-P)	JIS K 0102 46.3.3 硝酸-硫酸分解法	0.003 mg/L
12	クロロフィルa	上水試験法	0.5 µg/L
13	フェオ色素	上水試験法	0.5 µg/L
14	硝酸性窒素(NO ₃ -N)	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチレンジアミン吸光光度法	0.005 mg/L
15	亜硝酸態窒素(NO ₂ -N)	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.005 mg/L
16	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	JIS K 0102 42.2 インドフェノール青吸光光度法	0.01 mg/L
17	懸濁態有機窒素(PON)	JIS K 0102 44.2 インドフェノール青吸光光度法	0.01 mg/L
18	溶解性有機態窒素(DON)	JIS K 0102 44.2 インドフェノール青吸光光度法	0.01 mg/L
19	リン酸性リン(PO ₄ -P)	JIS K 0102 46.1.1 モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光光度法	0.001 mg/L
20	懸濁態リン	JIS K 0102 46.3.3 硝酸-硫酸分解法	0.003 mg/L
21	溶解性態リン	JIS K 0102 46.1.1 モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光光度法	0.003 mg/L
22	濁度	JIS K 0101	—
23	植物プランクトン	河川水辺の国勢調査のための生物リスト(平成26年度リスト)にならない同定し、各濠の優占種上位3種を各調査期で特定すること。特に、アオコ形成種については過年度を踏襲した詳細な同定を行う。	—
●動物プランクトン調査(8月・11月)3地点(桜田濠、千鳥ヶ淵、浄化施設) 分析費(1地点(検体)・1回当たり)			
No.	項目名	分析方法	定量下限値
24	動物プランクトン	河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和2年度リスト)にならない同定し、各濠及び浄化施設の優占種上位3種を各調査期で特定すること。	—
●補助調査(4月・6月・7月・9月・10月・12月・1月・2月・3月)8地点 17項目の分析費(1地点(検体)・1回当たり)			
No.	項目名	分析方法	定量下限値
1	基本項目(時刻、天候、気温、水温、 透明度、水深、アオコの有無)	現地にて各測定機器を用いて行う	—
	2	水質の鉛直測定	投げ込み式水質計により、濠の水底+10cmから水面までの水質を0.1m間隔で調査する(湖沼調査法 14.1 Bに準拠)。水質項目は水温及び酸素飽和度を必須とする。
3	透視度	JIS K 0102 9 透視度計 100cm	—
4	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—
5	生物学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21及び32.3 隔膜電極法	0.5 mg/L
6	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17 過マンガン酸カリウムによる滴定法	0.5 mg/L
7	浮遊物質量(SS)	昭和46.12.28環告59(平成26環告126一部改正)の付表9による方法	1.0 mg/L
8	強熱減量(VSS)	JIS K 0102(2019) 14.5 強熱後重量法	1.0mg/L
9	溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32.1 ウインクラール・アジ化ナトリウム変法	0.5 mg/L
10	全窒素(T-N)	JIS K 0102 45.1 総和法	0.01 mg/L
11	全リン(T-P)	JIS K 0102 46.3.3 硝酸-硫酸分解法	0.003 mg/L
12	クロロフィルa	上水試験法	0.5 µg/L
14	硝酸性窒素(NO ₃ -N)	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチレンジアミン吸光光度法	0.005 mg/L
15	亜硝酸態窒素(NO ₂ -N)	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.005 mg/L
16	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	JIS K 0102 42.2 インドフェノール青吸光光度法	0.01 mg/L
19	リン酸性リン(PO ₄ -P)	JIS K 0102 46.1.1 モリブデン青(アスコルビン酸還元)吸光光度法	0.001 mg/L
22	濁度	JIS K 0101	—
●電気伝導度調査(11月)12地点 分析費(1地点(検体)・1回当たり)			
No.	項目名	分析方法	定量下限値
25	電気伝導度	JIS K 0102	—

皇居外苑濠他水質調査採水位置図



皇居外苑濠定点写真撮影位置図

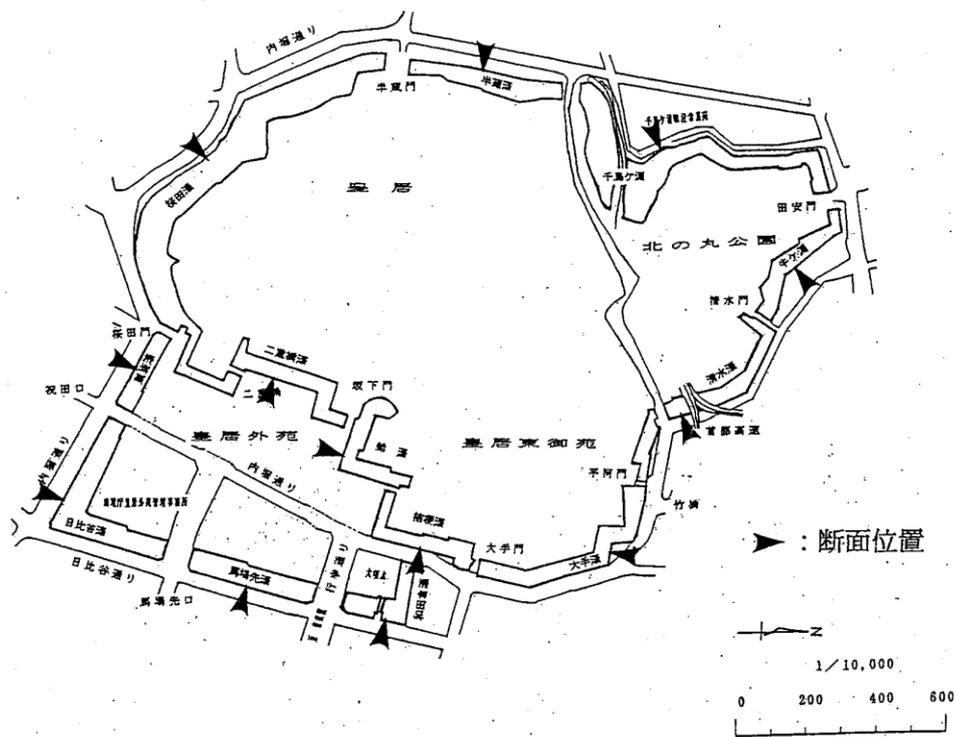


主な関連報告書リスト

(別紙)

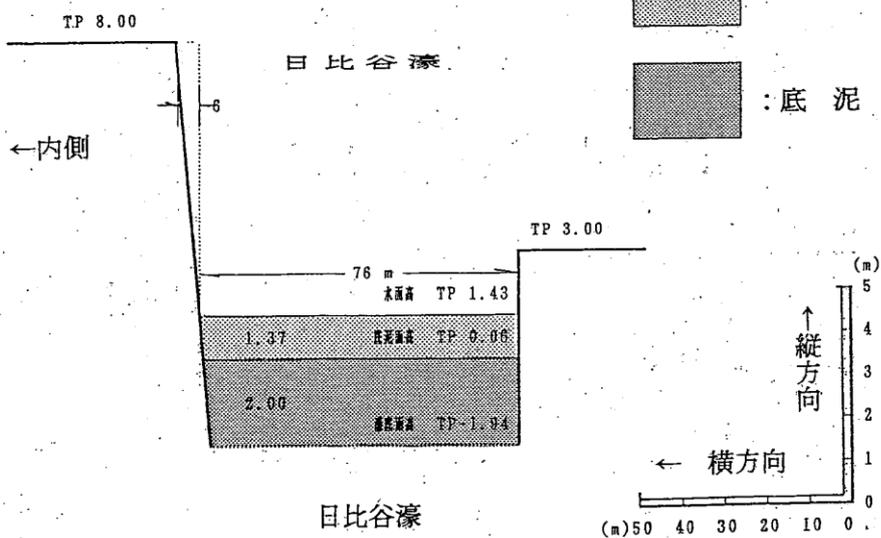
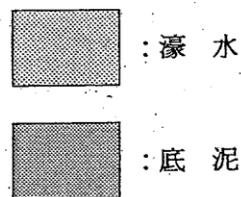
1	令和6年度 皇居外苑環境保全計画推進業務	44	平成25年度 皇居外苑他水質調査委託業務報告書
2	令和6年度 皇居外苑濠4月期水質調査等業務	45	平成24年度 皇居濠水質管理検討業務
3	令和6年度 皇居外苑濠5月期水質調査等業務	46	平成24年度 千鳥ヶ淵環境再生関連ほ乳類生息調査業務報告書
4	令和6年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務	47	平成24年度 皇居外苑ホタル類等実態把握調査業務報告書
5	令和6年度 皇居外苑濠水位計点検ほか業務	48	平成24年度 皇居外苑桜田濠他夜間生物生息環境調査業務報告書
6	令和5年度 皇居外苑環境保全計画検討調査業務報告書	49	平成24年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書
7	令和5年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	50	平成24年度 皇居外苑濠水質調査報告書
8	令和5年度 皇居外苑北の丸公園生物相調査業務	51	平成23年度 皇居外苑濠ホタル類等実態把握調査業務報告書
9	令和4年度 皇居外苑北の丸公園生物相調査業務	52	平成23年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書
10	令和4年度 皇居外苑環境改善計画策定に伴う検討調査業務報告書	53	平成23年度 皇居外苑濠水質調査報告書
11	令和4年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	54	平成23年度 皇居外苑濠水質管理検討調査業務報告書
12	令和3年度 皇居外苑濠他水質調査委託業務報告書	55	平成22年度 皇居外苑鳥類調査業務報告書
13	令和3年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	56	平成22年度 皇居外苑濠ホタル類等実態把握調査業務報告書
14	令和2年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	57	平成22年度 皇居外苑濠水質調査報告書
15	令和2年度 皇居外苑濠等水生生物生息状況把握調査業務	58	平成22年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書
16	令和2年度 皇居外苑濠他水質調査委託業務報告書	59	平成21年度 皇居外苑濠管理方針策定調査業務報告書(1/2)
17	令和元年度 皇居外苑濠水環境モニタリング業務	60	平成21年度 皇居外苑濠管理方針策定調査業務報告書(2/2)
18	平成31年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務	61	平成21年度 皇居外苑濠動物実態把握調査業務報告書
19	平成31年度 皇居外苑濠他水質調査委託業務報告書	62	平成21年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書
20	平成30年度 皇居外苑濠水環境モニタリング業務報告書	63	平成20年度 皇居外苑濠魚類生息実態調査業務報告書
21	平成30年度 皇居外苑濠他水質調査委託業務報告書	64	平成20年度 皇居外苑濠管理方針策定調査業務報告書
22	平成30年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	65	平成20年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書
23	平成29年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	66	平成20年度 皇居外苑濠(牛ヶ淵)生きもの調査委託業務結果報告書
24	平成29年度 皇居外苑濠他水質調査委託業務報告書	67	平成19年度 皇居外苑濠水環境改善調査業務報告書
25	平成29年度 皇居外苑照明整備に伴う動植物事前調査業務報告書	68	平成19年度 皇居外苑濠生態系管理業務報告書
26	平成29年度 皇居外苑濠水環境管理検討調査業務報告書	69	平成18年度 皇居外苑濠生態系管理業務報告書
27	平成28年度 皇居外苑濠水質調査委託業務報告書	70	平成18年度 皇居外苑濠水環境改善調査業務報告書
28	平成28年度 皇居外苑トンボ類実態把握調査業務報告書	71	平成17年度 皇居外苑濠水環境改善調査業務報告書
29	平成28年度 皇居外苑桜田濠等鳥類調査業務報告書	72	平成17年度 皇居外苑濠外来種対策業務報告書
30	平成28年度 皇居外苑濠水環境管理検討調査業務報告書	73	平成16年度 皇居外苑濠水環境改善調査業務報告書
31	平成28年度 皇居外苑濠特定外来生物等駆除業務報告書	74	平成16年度 皇居外苑濠移入種対策業務報告書
32	平成27年度 皇居外苑濠他水質調査委託業務報告書	75	平成16年度 皇居外苑濠水質調査報告書
33	平成27年度 皇居外苑濠水環境管理検討調査業務報告書	76	平成15年度 皇居外苑濠移入種対策事業報告書
34	平成27年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	77	平成15年度 皇居外苑清水濠体積泥土調査業務報告書
35	平成26年度 皇居外苑濠水環境管理検討調査業務報告書	78	平成14年度 皇居外苑濠移入種対策事業報告書
36	平成26年度 皇居外苑濠ホタル類等実態把握調査業務報告書	79	平成13年度 皇居外苑濠移入種対策事業報告書
37	平成26年度 皇居外苑濠他水質調査委託業務報告書	80	平成13年度 皇居外苑濠水質調査報告書
38	皇居外苑照明による生き物への影響についての資料調査業務報告書	81	平成12年度 皇居外苑濠魚類相調査報告書
39	平成26年度 皇居外苑・北の丸公園ほ乳類調査業務報告書	82	平成11年度 皇居外苑濠魚類フォローアップ調査報告書
40	平成26年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	83	平成11年度 皇居外苑濠魚類生息環境調査報告書
41	平成25年度 皇居外苑濠水環境管理検討調査業務報告書	84	平成10年度 皇居外苑濠魚類及び魚類生息環境調査報告書
42	平成25年度 皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書	85	平成5年度 皇居外苑濠魚類調査報告書
43	平成25年度 皇居外苑濠ホタル類等実態把握調査業務報告書	86	皇居外苑魚類及び魚類性環境調査報告書
			※:その他、水草管理工事の竣工図書等(必要に応じて)

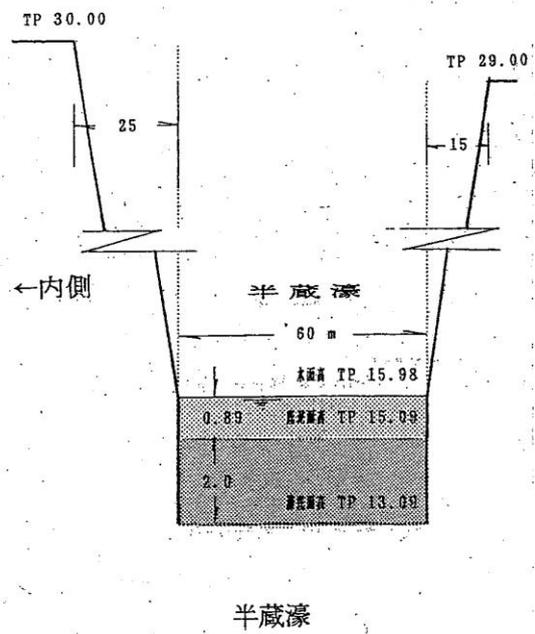
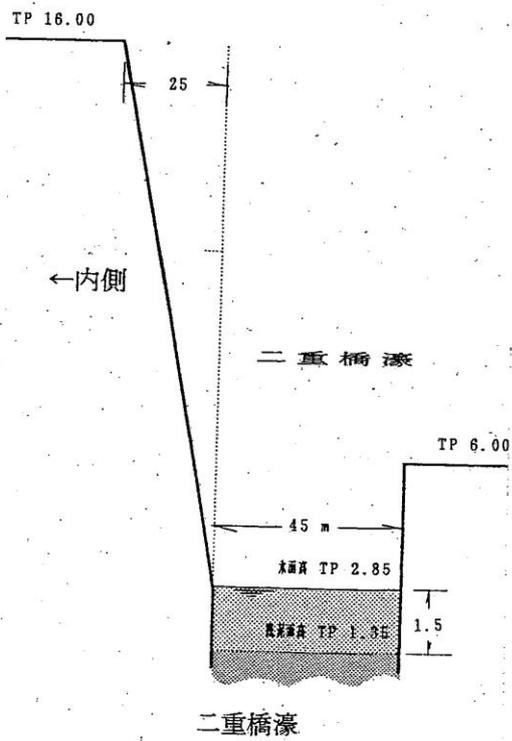
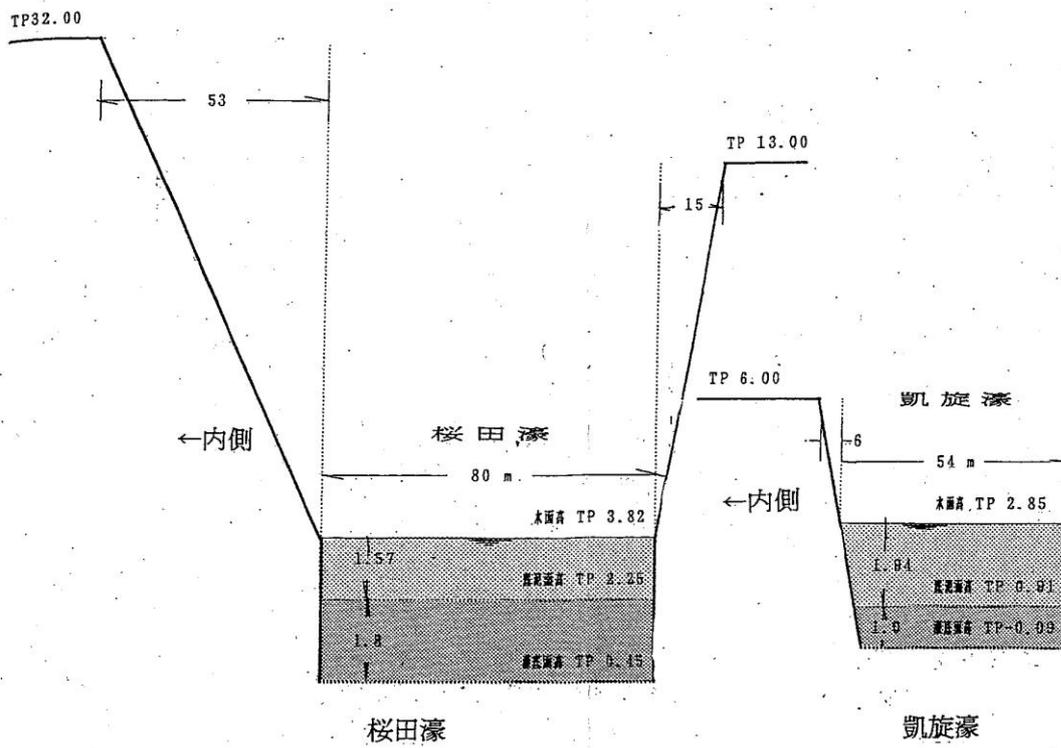
皇居外苑の濠の断面

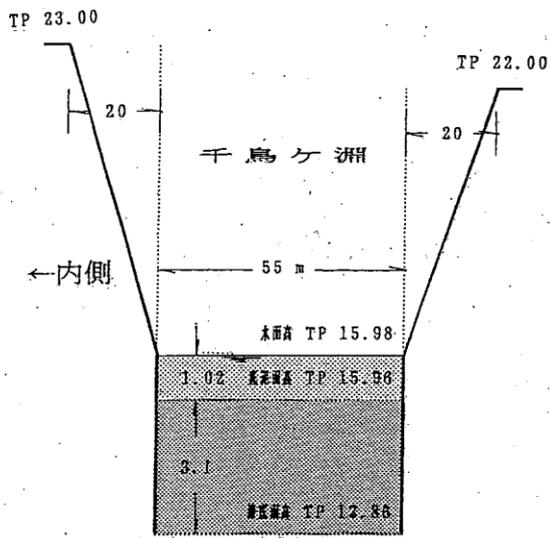


断面の位置図

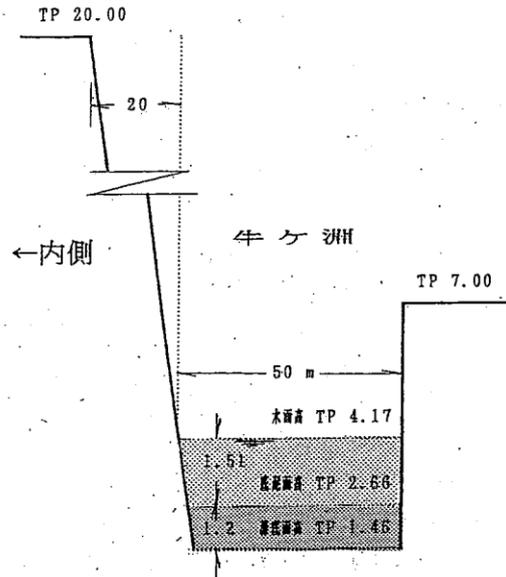
凡 例



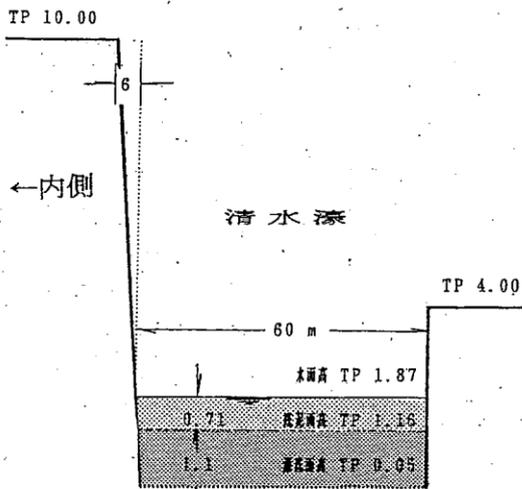




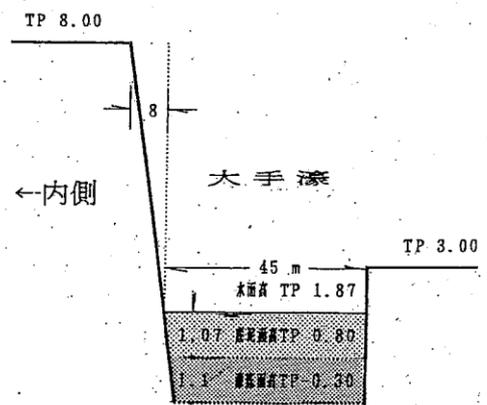
千鳥ヶ淵



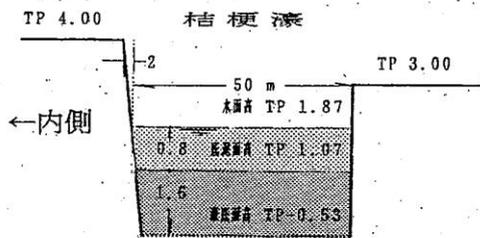
牛ヶ淵



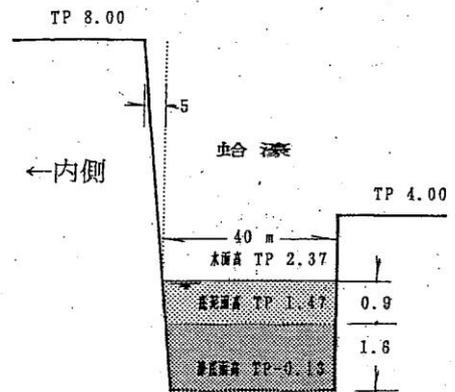
清水濠



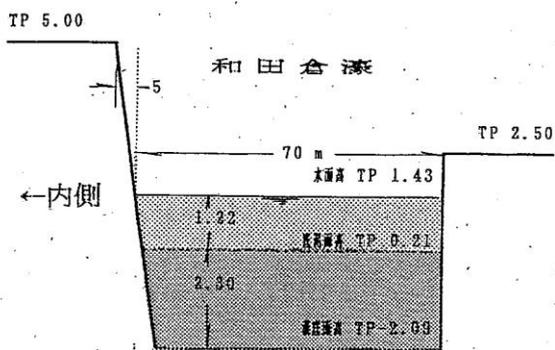
大手濠



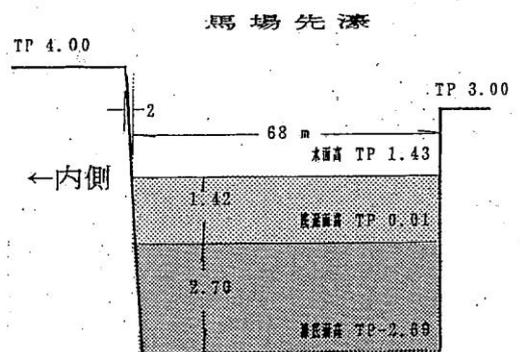
桔梗濠



虫合濠



和田倉濠



馬場先濠

皇居外苑工事作業心得

環境省皇居外苑管理事務所

環境省皇居外苑管理事務所北の丸分室

第1条（目的）

本心得は、皇居外苑内において実施する工事について、工事請負者等を対象に遵守すべき事項を定め、その徹底を図ることにより、安全で快適な公園利用と円滑な工事の推進を図ることを目的とする。

第2条（工事請負者の職員及び作業員の義務）

1. 苑内では、皇居外苑管理事務所より貸与された腕章を常時着用するものとする。
2. 休憩時間は、皇居外苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与える服装及び、妄りな行動は慎むものとする。
4. 喫煙は指定場所のみで行うこと。
5. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。万一生じた場合は、直ちに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第3条（車輛等の使用）

1. 車輛等には、皇居外苑管理事務所が貸与する駐車証又は通行証を車輛等の外部から一目で確認できる場所に常時掲出するものとする。
2. 貸与された駐車証はその都度、又、通行証は、工事完了後速やかに皇居外苑管理事務所に戻却するものとする。
3. 苑内では時速15km/時以下で走行するものとし、来苑者等の安全確保には十分留意すること。
4. 警笛については、緊急かつ、やむを得ない場合を除き鳴らさないこと。
5. 苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する必要がある場合は、事前に皇居外苑管理事務所申し出し、指示を得るものとする。また、歩行者用苑路や砂利内に設置のあるバリアフリー路は極力、走行を避けること。
6. 車両の駐車は指定された場所以外では行わないこと。やむを得ず指定場所以外に駐車しなければならない場合は、その都度皇居外苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 駐車中は作業の動力として使用する等やむを得ない場合を除き、エンジンを停止するものとする。

第4条（作業時間）

1. 作業時間は原則として「8時30分から17時」までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に皇居外苑管理事務所の承諾を得ること。

第5条（土日及び祝日等の作業）

1. 休日に作業を行う場合は、事前に皇居外苑管理事務所に報告し、承諾を得ること。

第6条（現場の安全管理）

1. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うものとする。
2. 請負者は、来苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板等の措置を講じるものとする。
3. 工事資材置場は皇居外苑管理事務所の指定する場所を使用すること。又、四散したり、盗難にあわぬよう必要な措置を講じること。
4. 工事現場における火気の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外に使用する場合は、事前に皇居外苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
5. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を心がけること。
6. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第7条（発生材）

1. 苑内工事による発生材は、リサイクル処分を原則とする。
2. 苑内工事による発生材は、原則、当日中に苑外へ処分する。苑外への搬出ができない場合には、事前に承諾を得るものとする。
3. 庭園維持管理作業（除草、剪定など）において枝葉類が濠に落ちた場合には、速やかに網やボートを使用して丁寧に拾うこと。
4. 業務外のゴミであっても苑内で目立つゴミについては、拾うこと。これらのゴミについては事務所にて引き取る。

第8条（請負者の責務）

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。
2. 請負者は上記事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。

区分・工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一般調査業務費						
I 直接調査費						
直接人件費						
2. 業務の内容						
(1)業務実施計画表の作成		1	式			
(2)水質調査		1	式			
(3)水生植物調査						
①水生植物一斉調査[1回]		1	式			
②アオコ・アオミドロ・水草パトロール[15回]		1	式			
(4)皇居外苑濠環境保全計画における課題事項の検討						
①目録作成及び重点的検討種(プランクトン及び水鳥、堤塘草地)		1	式			
②皇居外苑濠生物相調査の検討		1	式			
③水草の順応的管理		1	式			
④水循環システムの把握		1	式			
(5)濠別管理方針(改訂案)の作成		1	式			
(6)皇居外苑濠環境保全計画に係る報告会		1	式			
(7)報告書の作成		1	式			
(8)打合わせ協議		1	式			
計						
直接経費						
1. 電子成果作成費		1	式			
2. 印刷製本費		1	式			
計						
II. 間接調査費						
1. 旅費交通費		1	式			
2. 旅費交通費(検討委員)		1	式			
3. 謝金(検討委員)		1	式			
計						
III. 一般管理費等						
諸経費=(直接調査費+間接調査費)×諸経费率						
			円			
諸経费率=			%			
解析等調査業務費						
分析費						
1. 本調査(5,8,11月) 23項目 12箇所(濠) 3回/年間 36回		1	式			
2. 補助調査(7,9,10,12,1,2,3月) 17項目 8箇所(濠) 8回/年間 64回		1	式			
3. 補助調査(8,2月) 17項目2箇所(池) 2回/年間 4回		1	式			
4. 動物プランクトン調査(8月,11月) 3箇所 2回/年間 6回		1	式			
5. 電気伝導度調査(11月)12箇所12回/年間 12回		1	式			
計						